

香取広域市町村圏事務組合消防署の組織に関する規程

平成18年 3 月 27 日

訓令第 5 号

改正 平成18年10月25日訓令第38号

平成31年 3 月 18 日訓令第 1 号

令和 7 年 9 月 19 日訓令第10号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第 2 項の規定に基づき、消防署の組織等について必要な事項を定める。

(署長、副署長及び分署長等)

第 2 条 消防署に署長、副署長を置く。

2 署長は、消防監、副署長は、消防司令長の階級にある者をもって充てる。

3 分署、分遣所及び出張所（以下「分署等」という。）の長は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

(署長、副署長及び分署長等の職責)

第 3 条 署長は、消防長の指揮監督を受け、署の事務を統括し署員を指揮監督する。

2 副署長は、上司の命を受け、署員を指導し消防事務を処理する。

3 署長に事故があるときは副署長、署長及び副署長ともに事故があるときは、あらかじめ定めた上席の者がその職務を代理する。

4 分署等の長は、分署等の職務執行の長として、署長の命を受け、分署等の消防事務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

5 分署等の長に事故があるときは、あらかじめ定めた上席の者がその職務を代理する。

(係の設置)

第 4 条 消防署に次の係を置く。

(1) 庶務係

(2) 予防係

(3) 警防係

(4) 機械係

(5) 救急係

(6) 救助係

(7) 消防団係

(分署等の設置)

第5条 消防署に分署等を置き、名称、位置及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(職制等)

第6条 消防署に副参事、主幹、副主幹、係に係長、主査その他必要な職を置くことができる。

2 副参事は、消防司令長の階級にある者をもって充てる。

3 主幹は、消防司令長又は消防司令の階級にある者をもって充てる。

4 副主幹は、消防司令の階級にある者をもって充てる。

5 係長は、消防司令補の階級にある者をもって充てる。

6 主査は、消防司令補、消防士長又は消防副士長の階級にある者をもって充てる。

(消防署の事務分掌)

第7条 消防署の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(分署等の事務分掌)

第8条 分署等の事務分掌は、別表第3のとおりとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年10月25日訓令第38号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月19日訓令第10号）

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

別表第 1 （第 5 条）

	名 称	位 置	担 当 区 域
佐 原 消 防 署	小 見 川 分 署	香取市小見川1639番地1	香取市
	多 古 分 署	多古町多古3546番地5	多古町
	東 庄 分 署	東庄町青馬1814番地1	東庄町
	山 田 分 遣 所	香取市仁良312番地7	香取市
	栗 源 分 遣 所	香取市岩部3458番地	香取市
	十六島出張所	香取市津宮5854番地	香取市

別表第 2（第 7 条）

消防署の事務分掌

庶務係

- （１） 署員の支給品及び貸与品に関する事項
- （２） 備品等の管理に関する事項
- （３） 署員の勤務編成及び配置に関する事項
- （４） 署員の服務に関する事項
- （５） 署員の教育訓練に関する事項
- （６） 各種統計に関する事項
- （７） 関係官公庁等の連絡調整に関する事項
- （８） 文書の収受、発送及び整理に関する事項
- （９） その他、他の係に属さない事項に関する事項

予防係

- （１） 査察実施計画及び防火指導に関する事項
- （２） 火災等の原因及び損害の調査に関する事項
- （３） 火災の統計に関する事項
- （４） 火災予防条例に基づく各種届出に関する事項
- （５） 消防用設備等点検結果報告書の届出に関する事項
- （６） 防火管理者の選任・解任届出書に関する事項
- （７） その他火災予防に関する事項

警防係

- （１） 災害の警戒、安全管理、防ぎょ及び情報の収集に関する事項
- （２） 地理、水利調査に関する事項
- （３） 教養、訓練及び消防演習の実施に関する事項
- （４） 防火対象物等の警防計画の実施に関する事項
- （５） 道路工事及び水道断水等の届出に関する事項
- （６） 消防水利・施設等の保全管理に関する事項
- （７） 避難訓練等の指導に関する事項
- （８） 関係町の地域防災計画に基づく参加計画に関する事項
- （９） その他警防に関する事項

機械係

- (1) 消防車両、機械器具の維持管理に関する事項
- (2) 消防機器の運用技術及び研究に関する事項
- (3) 緊急車両の運転員の養成及び技能管理に関する事項
- (4) 消防車両の安全運転管理に関する事項
- (5) その他消防機械に関する事項

救急係

- (1) 救急計画に関する事項
- (2) 救急活動の安全管理に関する事項
- (3) 救急施設装備に関する事項
- (4) 救急統計に関する事項
- (5) 救急訓練に関する事項
- (6) 広報及び応急手当の普及啓発活動に関する事項
- (7) 救急応急手当員連絡協議会に関する事項
- (8) その他救急に関する事項

救助係

- (1) 救助活動の安全管理に関する事項
- (2) 救助施設、装備に関する事項
- (3) 救助技術大会に関する事項
- (4) 救助技術及び訓練に関する事項
- (5) 救助計画に関する事項
- (6) その他救助に関する事項

消防団係

- (1) 消防団の行事運営及び訓練に関する事項
- (2) 消防団の施設、機械器具等の維持管理に関する事項
- (3) 消防団に関する文書の収受、発送及び整理等に関する事項
- (4) 消防団員名簿の整理に関する事項
- (5) 消防団の貸与品の保管及び支給に関する事項
- (6) その他消防団に係る事項

別表第3（第8条）

分署等の事務分掌

庶務係

- （1） 文書收受、発送及び整理に関する事項
- （2） 署員の支給品及び貸与品に関する事項
- （3） 備品等の管理に関する事項
- （4） 署員の服務に関する事項
- （5） 分署管轄区域内の関係官公庁等の連絡調整に関する事項
- （6） 各種統計に関する事項
- （7） その他、他の係に属さない事項に関する事項

予防係

- （1） 査察実施計画及び防火指導に関する事項
- （2） 火災等の原因及び損害の調査に関する事項
- （3） 火災の統計に関する事項
- （4） 火災予防条例に基づく各種届出に関する事項
- （5） 消防用設備等点検結果報告書の届出に関する事項
- （6） 防火管理者の選任・解任届出書に関する事項
- （7） その他火災予防に関する事項

警防係

- （1） 災害の警戒、安全管理、防ぎよ及び情報の収集に関する事項
- （2） 地理、水利調査に関する事項
- （3） 教養、訓練及び消防演習の実施に関する事項
- （4） 防火対象物等の警防計画の実施に関する事項
- （5） 道路工事及び水道断水等の届出に関する事項
- （6） 消防水利・施設等の保全管理に関する事項
- （7） 避難訓練等の指導に関する事項
- （8） 関係町の地域防災計画に基づく参加計画に関する事項
- （9） その他警防に関する事項

救急係

- （1） 救急計画に関する事項

- (2) 救急活動の安全管理に関する事項
- (3) 救急施設装備に関する事項
- (4) 救急統計に関する事項
- (5) 救急訓練に関する事項
- (6) 救急広報及び応急手当の普及啓発活動に関する事項
- (7) 救急応急手当員連絡協議会に関する事項
- (8) その他救急に関する事項

機械係

- (1) 消防車両、機械器具の維持管理に関する事項
- (2) 消防機器の運用技術及び研究に関する事項
- (3) 緊急車両の運転員の養成及び技能管理に関する事項
- (4) 消防車両の安全運転管理に関する事項
- (5) その他消防機械に関する事項

消防団係

- (1) 消防団の行事運営及び訓練に関する事項
- (2) 消防団の施設、機械器具等の維持管理に関する事項
- (3) 消防団に関する文書の収受、発送及び整理等に関する事項
- (4) 消防団員名簿の整理に関する事項
- (5) 消防団の貸与品の保管及び支給に関する事項
- (6) その他消防団に係る事項